

運 営 規 程

医療法人 越南会

グループホーム越南「薬師」

(事業の目的)

第1条 グループホーム越南「薬師」は介護保険法の趣旨に基づいて、要介護者であって認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができ、精神的に安定して健康で明るい生活を送れるように支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 介護保険法の基本理念に基づき、利用者の生活の安定と向上のための支援に努めることとする。

- ① 利用者の身体的、精神的状況の的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて、医療機関への受診を図るなど、適切な対応を行う。
 - ② 日常生活を通じたケアを行うという観点から、グループホーム内での食事は、原則として、利用者と施設職員が共同で調理して行うように努める。
 - ③ 事故防止のため、利用者の行動特性等を十分に把握して、安全に配慮した運営を行う。
 - ④ 他の事業から独立して位置付け、人事、財務、物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。
 - ⑤ 管内の関係市町村とは密接な連携を図ることとする。
 - ⑥ 個人の人格尊重の理念の下で、個人情報保護に関する法令及び行政機関等が定めた個人情報保護に関する条例・ガイドライン等を遵守する。
 - ⑦ 介護情報の開示に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める基本方針によるものとする。

(事業所の名称、所在地及び入居定員)

第3条 名称 グループホーム越南「薬師」
所在地 南魚沼市五日町2322番地
定員 9名

(実施するサービス内容)

第4条 実施するサービスは認知症対応型共同生活介護とし、以下のサービスを提供する。

- ① 住居及び食事の提供を行う。
- ② 利用者に対して、健康管理の助言等の生活指導及び緊急時の対応を行う。
- ③ 利用者に対して、食事、入浴及び排泄等の日常生活援助を行う。
- ④ グループホームの特性を生かした個別援助計画を作成し、利用者が安定した生活を送れるよう援助を行う。
- ⑤ 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を介護支援専門員に担当させる。

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者（介護支援専門員） 1人

- ・管理者は、事業所全体の業務、個人情報 の適正な取り扱い、物品、会計及び所属職員を指揮監督し、関係機関との連携、緊急時の対応及び苦情処理等適切に事業が実施できるよう総括する。

計画作成担当者（介護支援専門員） 1人

- ・利用者に最適なサービス計画を作成し、その計画を他の介護従業者と検討し、適宜評価するものとする。
- ・当該共同生活住居における介護職を兼務することとする。
- ・利用者の心身の状況を的確に把握し、それに基づいた適切なサービス計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえでサービス計画書を利用者に交付することとする。
- ・サービス計画の実施状況の把握を常に行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うこととする。

介護従業者 専従3人以上

- ・サービス計画に基づき、サービスを提供し、サービス提供後に評価に参画する。
- ・勤務する職員は、通常時間帯に利用者3人に対して1人（常勤換算）とする。

(利用料その他の費用の額)

第6条 利用者負担金については『別紙』利用料金表のとおりとする。

利用料金表以外に必要な費用がかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に説明を行い、その同意を得るものとする。

(入退居及び説明と契約)

第7条 入退居要件については以下に定める。

① 利用対象者

- ア. おおむね65歳以上の軽度から中程度の認知症高齢者であること。
- イ. 南魚沼市に住民票を6ヶ月以上有する方。
- ウ. 家庭環境等により、家庭での介護が困難であること。
- エ. 要介護認定を受けており自立及び要支援以外の方。
- オ. おおむね身の自立ができており、コミュニケーションや、共同生活を送ることに大きな支障が無い方。

② 入居の決定

正当な理由無くして入居を拒んではならない。又、サービス提供に当たっては、あらかじめ入居希望者の心身の状況等を調査し管理者が関係者との協議を経て決定する。

入居に先立ち運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用申し込み者の同意を得て契約を結ぶこととする。

③ 退居

次の場合は退居とする。

ア. 利用者が死亡したとき

イ. 利用者又は家族が退居を申し出たとき

ウ. 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は、要支援と判定された場合。

エ. 極端な暴力行為や自傷行為、徘徊等により共同生活を送ることが困難となった場合。

オ. 運営規程の第8条、利用者の留意事項に触れる場合

カ. 利用者が五日町病院からの医療支援が困難となり、他医療機関への入院加療となった場合。

キ. サービスの利用料等の支払いが遅延して相当期間を定めた催促にも拘らず支払われない場合。

(利用者の留意事項)

第8条 利用者の留意事項として以下に定める。

① 外出

利用者が外出しようとするときは、その都度外出先、用件、帰着予定時刻を管理者に届け出て、その承認を得なければならない。

② 健康保持、身体機能の低下防止

利用者は自ら健康の保持に留意し、身体機能の低下を防止するよう努めなければならない。又、そのために提供されるサービスを正当な理由なくして拒否してはならない。

③ 身上変更事項

利用者及び利用申請者は、その身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

④ 施設内禁止事項

ア. 他の利用者を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

イ. 他の利用者と喧嘩若しくは口論をなすこと。

ウ. 持ち込み制限若しくは禁止している物品を施設内へ持ち込むこと。

エ. 故意に施設若しくはその備品に損害を与え、又はこれらを管理者の承認なしに施設外に持ち出すこと。

オ. 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

カ. 無断で備品の位置、又は形状を変えること。

キ. 従業者の管理上必要な指示に従わないこと。

(苦情処理)

第9条 管理者は、利用者、家族その他からの事業に関わる苦情を迅速かつ適切に対応するために以下を講ずる。

ア 別途に苦情を処理するために講ずる措置を定める。

イ 利用者等からの苦情を受け付けたとき、又自治体等関係機関から改善に対する指導、助言を受けたときは、速やかに改善すると共に必要な調査に協力する。

(秘密保持)

第 10 条 従業者は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

又、従業者との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業者の知り得た秘密の保持を行うこととする。

(損害賠償)

第 11 条 サービスの提供にあたり、利用者に事故が発生した場合には、その過失の程度により損害賠償を行う。又、利用者が施設、設備等に損害を与えた場合には、現状復帰又は損害を賠償しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、別に充てる。

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上

② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生時の対応と再発防止)

第 13 条 利用者に対する不測の事故が発生した場合は可能な範囲で、最善で適切な対処をすると共に利用者の家族、関係市町村・機関へ速やかに報告して助言、指導を仰ぐものとする。

又、その都度速やかに原因解明、再発防止対策を検討する。それらの記録は最低 5 年間は保存するものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第 14 条 1. 記録の整備

介護サービス計画、サービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管しなければならない。

2. 掲示

施設の見やすい場所に、運営理念、運営規程の概要並びに職員の勤務体制、利用料、その他のサービス選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

3. 研鑽と勤務体制

管理者は、認知症対応型共同生活介護事業の社会的使命を十分に認識し、従業者の質的向上を図るため、継続的に研究、研修の機会を設け実施し、又、適切かつ効率的にサービス提供ができるよう、職員の勤務体制を整備する。

(夜間及び深夜の時間帯)

第 15 条 夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 人の介護従業者に夜勤勤務を行わせることとする。

(身体拘束について)

第 16 条 サービスの提供に当たっては、当該利用又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(個人情報の適正な取り扱い)

第 17 条 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）に基づいて以下の事項について適正に処理する。

- ① 個人情報の利用目的の特定、通知及び明示
- ② 個人情報の利用目的による制限
- ③ 個人情報の適正な取得
- ④ 個人情報の正確性の確保
- ⑤ 個人情報の安全管理措置
- ⑥ 個人情報の開示、訂正、利用及び停止等
- ⑦ 個人情報の取り扱いに関する苦情の処理
- ⑧ その他

(運営推進会議)

第 18 条 事業の運営に当たって、地域との連携と交流を図り更なるサービスの質向上を目指すことを目的に当法人が開設運営している他の地域密着型介護サービス事業所と合同で運営推進会議を以下の通り設置することとする。

- ① 構成メンバーは医療法人越南会から委嘱された利用者、利用者の家族、五日町地域住民の代表者、地域包括支援センター職員及び事業所職員等 10 名程度とし、事務局をグループホーム越南『薬師』に置くこととする。
- ② 会議は事前に案内し、概ね 2 月に 1 回以上開催する。
- ③ 会議の開催場所はケアセンター五日町とする。
- ④ 会議では事業所の活動状況を報告し、評価を受けることとする。
- ⑤ 会議では事業推進上の適切な苦情・要望・助言等を受けることとする。
- ⑥ 会議の内容については会議録を作成し、利用者、利用者家族をはじめ関係者等へ公表するものとする。

(医療連携体制)

第 19 条 入居者が安心して日常生活を継続できるよう、医療サービス支援強化を目的に五日町病院との間で医療連携体制をとることとする。具体的には以下の通りとする。

- (1) 五日町病院と介護老人保健施設越南苑で看護師による 24 時間連絡可能な体制を整備する。

- (2) 緊急時及び医療ニーズが高くなった場合、又は看取りの対象になった場合、五日町病院又は介護老人保健施設越南苑が受け入れる。但し、本人や家族の意向、診療科以外の疾病等の理由により他医療機関への入院等もある。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第20条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

- 2 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合、速やかに市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

附則

- 1 この規程は、平成12年12月1日から施行する。
- 2 改定後の規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 改定後の規程は、平成16年11月1日から施行する。
- 4 改定後の規程は、平成17年4月1日より施行する。
- 5 改定後の規程は、平成18年2月1日より施行する。
- 6 改定後の規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 7 改定後の規程は、平成18年8月1日より施行する。
- 8 改定後の規程は、平成20年6月1日より施行する。
- 9 改定後の規程は、平成22年2月1日より施行する。
- 10 改定後の規定は、平成24年4月1日より施行する。
- 11 改定後の規定は、平成26年5月20日より施行する。
- 12 改定後の規定は、平成27年4月1日より施行する。
- 13 改定後の規定は、平成27年9月1日より施行する。
- 14 改定後の規定は、平成29年4月1日より施行する。
- 15 改定後の規定は、令和4年11月1日より施行する。
- 16 改定後の規定は、令和6年2月1日より施行する。